

宇陀市下水道事業経営健全化計画について

国において平成 19 年度から 3 年間で 5 兆円規模の公的資金（旧資金運用部資金・旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金）の補償金を免除して繰上償還等を認め、高金利の地方債の公債費負担を軽減することを目的に、「徹底した総人件費の削減等を内容とする財政経営健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革」を行う地方公共団体を対象とする特別の制度が設けられました。

宇陀市下水道事業においては、公的資金（財政融資資金や旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金）を過去に借入して下水道各施設の建設事業等を行ってきました。しかし現在より高金利時代の債務もあり、これを繰上償還出来れば今後の経営負担の軽減へと繋がりますが、繰上償還する場合には補償金を支払う必要がありますので、負担の軽減に繋がりませんでした。

今回「公営企業経営健全化計画」を策定することを条件に補償金を免除して繰上償還が認められ、しかも償還資金を借り入れることが許可されるという臨時の措置が行われたことで、今後の経営の金利負担分の軽減を図ることが出来ることとなりました。

そこで本市では「宇陀市下水道事業経営健全化計画」を策定し、総務大臣及び財務大臣に提出したところ条件に適合すると認められたため、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間で、昭和 54 年度から平成 4 年度までの間に借入れをした 5.0%以上の公営企業債 77 件を対象として繰上償還を行います。

本計画は、今後 5 年間（平成 19 年度から平成 23 年度）の下水道事業の抜本的な行政改革をめざしたものであり、市民の皆様はこの計画を公表し、下水道事業のご理解とご協力をいただきたいと考えています。

○本計画を行うにあたっての留意点

1. この計画を行って今後の改善効果（経営改革促進効果）の改善額が、公的資金の繰上償還の補償金免除額を相当程度上回らなければならない、維持管理費や給与等の経費を抑制する事での支出減と下水道使用料等の収入増を見込むことを改善額として計画しています。

2. この公営企業健全化計画が今後未達成になる場合は、繰上償還の中止及び新規の財政融資における貸付の制限を受けることがありますので、計画遂行に努めたいと考えています。

○公的資金補償金免除繰上償還の効果

平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間で上記 77 件の公営企業債を繰上償還し、これに替えて民間の金融機関等から借入れを行うことにより、平成 33 年度までに支払う利息を、約 2 億 6,900 万円削減できると推計しています。

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：宇陀市下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和51年2月7日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	宇陀市	職員数※（H19. 4. 1現在）	7
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	171 (H18)	公営企業債現在高（百万円）	6676 (H18)
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	
不良債務（百万円）		財政力指数※	0.337 (H18)
資金不足比率（％）		実質公債費比率※（％）	21.1 (H19)
		経常収支比率※（％）	107 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村：大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村] 平成17年3月10日（木）午前10時より大宇陀町文化会館かぎろひホールにおいて、「大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村合併協定調印式」を行ない、平成18年1月1日宇陀市が誕生。平成18年1月1日3町の下水道事業を統合し、使用料金を統一した。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	宇陀市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	宇陀市長 前田禎郎
既存計画との関係	集中改革プラン（平成18年度～平成21年度） 公営企業経営健全化計画（平成19年度～平成28年度）
公表の方法等	市ホームページで公開及び宇陀市議会へ報告（H20年3月）
基本方針	下水道事業は、公共水域の水質保全や快適な市民生活に必要な不可欠な施設で、本市においても住民の要望と期待に応じるための重要施策の一つとして事業の推進を図っているところです。しかしながら、下水道事業は長期に亘って巨額の費用を必要とします。今後の事業の推進に当たっては維持管理費の効率的執行による経費削減及び建設コスト縮減に努め、また唯一の自主財源である下水道使用料の収率率向上対策の強化と合わせ経営努力を一層強化します。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	31	534	59	624
	補償金免除額	5	125	12	142
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	168	22	0	190
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	150	188	38	375

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	7,734	463,876	41,498	513,108
	流域下水道事業債	23,397	62,330	17,802	103,529
	特定環境保全公共下水道事業債		7,513		7,513
合 計 (A)		31,131	533,719	59,300	624,150
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		31,131	533,719	59,300	624,150

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	168,272	21,835		190,107
合 計 (A)		168,272	21,835		190,107
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		168,272	21,835		190,107

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	公共下水道事業債	136,455	162,670	26,164	325,289
	流域下水道事業債	6,144	20,917	11,413	38,474
	特定環境保全公共下水道事業債	6,667	3,776		10,443
合 計 (A)		149,266	187,363	37,577	374,206
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		149,266	187,363	37,577	374,206

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	下水道事業はその性格上、先行投資が巨額となる事業であり、財源の多くは市債に求めざるを得なく、現状料金収入で維持管理費は賅っていますが、起債の元金償還は賅っていません。平成17年度の経営指標の同じ類型区分平均と比較すると、汚水処理原価で53.4円下回っているものの、使用料単価では30.2円下回っている状況である。他の指標も合わせ考えると、経費の節約は必要ではあるが、使用者の増加や料金単価の値上げなど収入の増加を求めるべき状況と考えられる。
経営課題	課 題 ① 料金水準の適正化 ・現在の使用料は合併により料金の統一を行ったもので20m ³ 当たり税抜きで2,200円としたところです。特に流域下水道の維持管理負担金により大きく左右されます。奈良県ではその見直しを21年度に予定されており、本市も使用料の見直しを図りたい。
	課 題 ② 水洗化率の向上 ・水洗化率は、下水道事業の公営企業の独立採算制を支える重要な要素であり、今後も下水道の供用を開始した地域での水洗化の向上を図り有収水量の増加による、安定した使用料収入の確保に努める。
	課 題 ③ 建設コスト等の縮減 ・下水道の整備については、計画区域の見直しを行うとともに、面整備を推進し普及率を高めるために、工法、工事施行箇所の順位選択を十分に検討する。
	課 題 ④ 高額な資本費 ・平成18年度末の市債の残高は、6,676,442千円となっています。現行事業認可区域の整備完了までに要する市債を考慮に入れた場合、平成28年度をピークに現在高が減少していくものと考えていますが、それまでの約10年間起債の元利金の支払いに耐える必要がある。
	課 題 ⑤ 施設の老朽化 ・現在稼働中のポンプ場が2箇所、マンホールポンプ場が61箇所あり、出来る限りの寿命延長措置を行っているが、昭和62年から供用を開始していることから、今後随時老朽化による修繕、取り替え費用等が発生することが予想され、大きな維持管理費の縮減は見込めない。
留意事項	・平成18年の町村合併の際に大幅な職員数の減を実施し、人件費を大きく圧縮したため、平成19年度以降に人件費の低減は望めない状況。 ・平成19年度と平成20年度に予定している篠楽汚水幹線築造工事は、旧大宇陀町において既に管渠の布設を終え、榛原区篠楽にある流域下水道の投入口まで繋ぐ工事であり、下水道利用者の新規増が見込まれるため早期完成を目指す。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	529	522	502	521	539	589	589	611	609	601	
		(1) 営 業 収 益 (B)	251	255	258	250	254	256	255	285	286	285	
		ア 料 金 収 入	246	250	252	244	250	250	250	280	281	281	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他	(5)	(5)	(6)	(6)	(4)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	
		(2) 営 業 外 収 益	278	267	244	271	285	333	334	326	323	316	
		ア 他 会 計 繰 入 金	246	234	219	242	280	333	334	326	323	316	
	イ そ の 他	32	33	25	29	5	0	0	0	0	0		
	収益的 支出	2 総 費 用 (D)	520	527	504	518	443	445	420	388	379	371	
		(1) 営 業 費 用	250	256	243	208	188	189	189	189	189	189	
		ア 職 員 給 与 費 うち退職手当	23	20	22	21	21	20	20	20	20	20	
		イ そ の 他	227	236	221	187	167	169	169	169	169	169	
		(2) 営 業 外 費 用	270	271	261	310	255	256	231	199	190	182	
		ア 支 払 利 息 うち一時借入金利息	270	269	260	253	243	247	222	190	181	173	
		イ そ の 他	0	0	0	1	0						
イ そ の 他	0	2	1	57	12	9	9	9	9	9			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	9	△ 5	△ 2	3	96	144	169	223	230	230			
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	679	732	584	539	449	470	397	262	241	230	
		(1) 地 方 債	196	228	227	236	269	289	242	205	191	195	
		(2) 他 会 計 補 助 金	324	350	245	236	105	87	78	35	32	21	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	156	154	112	67	75	94	77	22	18	14	
		(6) 工 事 負 担 金											
		(7) そ の 他	3		0								
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	690	636	585	541	552	614	569	485	469	460	
		(1) 建 設 改 良 費 うち職員給与費	451	369	301	225	235	274	216	114	92	72	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	235	264	281	316	317	340	353	371	377	388	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
		(5) そ の 他	4	3	3								
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 11	96	△ 1	△ 2	△ 103	△ 144	△ 172	△ 223	△ 228	△ 230	

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 2	91	△ 3	1	△ 7	0	△ 3	0	2	0
積 立 金 (K)	1									
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	27	25	15	9	10	3	3	0	0	2
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	24	116	12	10	3	3	0	0	2	2
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	2	1								
実 質 収 支	22	115	12	10	3	3	0	0	2	2
(N)-(O)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	70	66	64	62	71	75	76	81	81	79
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	251	255	258	250	254	256	255	285	286	285
資 金 不 足 比 率 ((R)÷(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 現 在 高										
企 業 債 現 在 高	6,894	6,858	6,805	6,724	6,676	6,625	6,514	6,348	6,162	5,969
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	6,894	6,858	6,805	6,724	6,676	6,625	6,514	6,348	6,162	5,969
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	251	239	224	248	284	336	332	302	294	292
うち基準内繰入金	39	35	33	46	277	330	326	302	294	292
うち基準外繰入金	213	205	192	202	7	6	6	0	0	0
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	213	205	192	202	7	6	6	0	0	0
資 本 的 収 支 分	324	350	245	236	105	87	78	35	32	21
うち基準内繰入金	58	64	61	59	63	59	58	32	31	21
うち基準外繰入金	266	286	184	178	42	28	20	3	1	0
うち赤字補てん的なもの	266	286	184	178	42	28	20	3	1	0

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	38.0	35.8	36.4	35.6	57.7	57.7	57.8	57.8	57.9	57.9	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	70.1	66.0	63.9	62.5	70.9	75.0	76.2	80.5	80.6	79.2	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	47.4	45.8	44.6	47.6	52.7	57.0	56.4	49.4	48.3	48.6
	うち基準内繰入金 (%)	7.4	6.7	6.6	8.8	51.4	56.0	55.3	49.4	48.3	48.6
	うち基準外繰入金 (%)	40.3	39.3	38.2	38.8	1.3	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの (%)	40.3	39.3	38.2	38.8	1.3	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	47.7	47.8	42.0	43.8	23.4	18.5	19.6	13.4	13.3	9.1
	うち基準内繰入金 (%)	8.5	8.7	10.4	10.9	14.0	12.6	14.6	12.2	12.9	9.1
	うち基準外繰入金 (%)	39.2	39.1	31.5	33.0	9.4	6.0	5.0	1.1	0.4	0.0
	うち赤字補てん的なもの (%)	39.2	39.1	31.5	33.0	9.4	6.0	5.0	1.1	0.4	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現行料金については、県内の他市町村の状況と比較すると県内2番目のグループの水準である。しかしながら国が示す全国平均額、使用料単価150円/m ³ (20m ³ 当たり3,000円)には、届いていない。高資本費対策を受けるためには、全国平均の使用料の設定が要請されるため、平均額には届かないが、平成21年度には約20%の料金の改定を見込んだ。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計からの繰入金は、基準額を繰り入れその上赤字が発生しない程度の繰入金を行うとした。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な投資は、篠楽汚水幹線築造工事(平成19～20年度)までとした。 ・売却出来る資産は保有していない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	起債元金償還は、繰上償還後も同じ条件、同じ金額で償還するとして試算した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>集中改革プラン(平成17年～平成22年)における定員管理計画にて、組織・機構の見直し、事務事業の見直し、また、勤奨退職制度の見直しなどにより、592人を505人以下(△14.7%)に削減することを目標としている。平成19年4月1日現在547人で△7.6%となっている。下水道の職員については平成18年の町村合併前後にすでに職員数を激減(12人から7人へ)させているので、同様の比率で減じることは出来ないが出来る限り削減できるようにつとめたい。</p> <p>国家公務員に準じていくが、ラスパイレス指数は100以下を保持しつつ、財政状況によっては給料の減額を行う。(現在5%カット中)</p> <p>地域手当については、平成19年度は国の支給基準2%に対し3%となっており、経過措置期間において国を上回る支給率となっているが、制度完成時には国に準拠することとなる。</p> <p>該当者なし</p> <p>退職時特別昇給の廃止。(平成18年度)</p> <p>職員互助会への公的支出は行っていない。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>当市の下水道は流域関連の下水道で処理場は奈良県が運営管理しているため、市下水道は管路と中継ポンプ場の管理運営が主である。その管理運営は民間委託を行っており、職員数も町村合併時に大きく減少させた。</p> <p>管路、中継ポンプ場の管理は民間委託している、下水道料金の集金に係る業務は市水道局に委託して上下水道料金の一体徴収を行い、コストの削減を行っている。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	<p>売却可能な資産は所有していないので、収入の増は使用料収入を如何に増加させるかにかかっている。使用料に改定は県の流域維持管理負担金の改定を考慮に入れつつ、平成21年度を当面の目標として料金の見直しを検討している。</p> <p>県下の状況を見れば、著しく料金設定が低いとは言えないが、全国平均と比較した場合は料金の見直しが必要と考えており、県下市町村の動向には注意しつつ平成21年度の改定を検討している。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	<p>情報公開は行政改革には市民の協力が不可欠であるので、出来る限り公開すべきものは積極的に公開する方針である。</p> <p>市全体の行政改革の中で、市のホームページ等で大綱や取組を公開しつつ市財政の健全化スリム化に取り組んでいる。本健全化計画は市ホームページで公開すると共に平成20年3月宇陀市議会への報告を予定している。</p> <p>行政評価については、市全体の行政改革の取組の中で、平成19年から23年の間に取り組む予定である。</p>
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>人件費については計画前5年間において既に49百万円の経費節減効果額を出している。それは、合併前は旧3町で合計10人～12人の職員で下水道事業を運営していたが、平成18年1月1日の町村合併を機に職員数を大きく減少させ、現在は7人（H18/1/1～H18/3/31は6人）で運営し合併による経費節減を実践している。今後も効率的な人員配置を行い、最少人数で事業を展開し経費軽減を続けていく。</p> <p>また平成19年度から職員の給与を5%カットし、管理職手当も30%のカットを行い、かつ管理職の範囲を見直し手当支給額を抑制している。これを今後も継続させることにより、計画期間中2百万円の経費を節減していく。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>料金改定については、平成18年度の汚水処理が原価211.7円/m³であることを考えると、費用の全てを料金で賄うまで使用料を改定することは現実的ではない。しかし平成18年度決算における指標では使用料単価が122.17円/m³であり全国平均の使用料単価150円/m³（20m³当たり3,000円）を下回っていることは、国の支援措置である高資本費対策の交付税措置が適用されない使用料水準であり、料金改定が必要と考える。</p> <p>平成18年1月1日合併して料金を宇陀市として設定しているため、県流域下水道維持管理負担金の次期改定が予定されている平成21年度に1m³当たり20円程度の改定を行いたい。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>料金収入で起債利子を含む維持管理費はすべて賄い、資本費において起債償還元金が賄えず繰入金に頼っている状況ため、料金収入を確保し、維持管理費を抑え、その上記起債利子の支払いが軽減されると資本費に充当できる料金収入が大きくなり、それに伴い一般会計からの基準外繰出し金を低減させる。</p>
4 その他	<p>収入の確保については、多数の接続世帯の増加を見込める地域の工事を優先させると共に、整備済となった地域へのチラシの配布等を行い接続を啓発し水洗化率の向上、有収水量の増加による使用料の増収を図りたい。</p> <p>また、使用料収納率については、料金の徴収委託をしている水道局と連絡を密に取りつつ、悪質者については断固とした措置もとれる体制をつくり年2百万円の増収を目指す。</p> <p>維持管理については、計画前5年間で町村合併時にポンプ場及びマンホールポンプ場の管理委託を集約して発注したことや管理業務の見直しによって30百万円の経費節減効果額を出している。計画期間中においては、さらに平成19年度から管理業務委託内容を精査して職員の勤務態勢との調整により、職員で対応できる部分の切り離しなどの効率的な委託内容とすることにより年1百万円の低減を図る。</p>

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<ol style="list-style-type: none"> 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。 必要に応じて行を追加して記入すること。
